

神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

令和4年6月15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則で引用する母子保健法及び児童福祉法の規定の整理が生じること等から、所要の改正を行うもの。

2 内容

項目	内容
指定施設 (第12条)	・第5号中「母子包括支援センター」を「こども家庭センター」に改正。 ・第6号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改正。
特定施設 (第13条)	・第6号中「母子包括支援センター」を「こども家庭センター」に改正。 ・第7号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改正。
裁量免除 (第14条)	・第1～3項中、括弧書きの算式中「貸付けを受けた期間」の後に「24月に満たないときは、24月とする。」を追加し、第4項中「、貸付けを受けた期間が24月に満たないときは、24月とし」を削る。

3 施行期日

第12条及び第13条は、令和6年4月1日

第14条は、公布の日

第12条及び第13条は、令和6年度以降の貸付決定者から適用。

第14条は、貸付決定年度に関わらず施行日以降に該当することとなった者について適用。

4 経過措置

なし